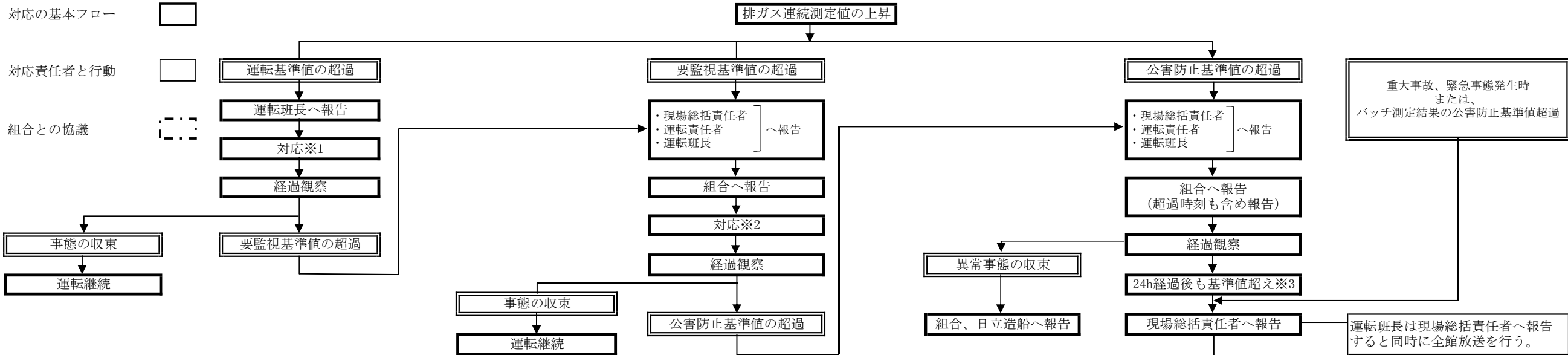


# 排ガスの環境基準値超過時の対応要領（対応フロー）



※1 運転基準値超過時の対応

監視項目	運転基準値超過時の対応
ばいじん	経過観察
塩化水素	経過観察、手動操作準備
窒素酸化物	
硫黄酸化物	経過観察、手動操作準備
一酸化炭素	
水銀	経過観察、手動操作準備

※2 要監視基準値超過時の対応

監視項目	要監視基準値超過時の対応
ばいじん	差圧確認
塩化水素	手動操作により消石灰供給量増
窒素酸化物	手動操作によりアンモニア供給量増
硫黄酸化物	手動操作により消石灰供給量増
一酸化炭素	空気量手動調整
水銀	手動操作により活性炭供給量増

要監視基準を下回った場合には薬剤供給量を元の設定量に戻します。要監視基準値を下回らない状況が継続した場合は薬剤供給量はそのまま経過を観察するとともに、原因について調査します。

《確認・連絡の行動手順》

- ◎公害防止基準値超過の場合は現場総括責任者に連絡する。
- ◎対応の経過は時系列的にメモしておく。
- ◎運転責任者又は運転班長は、公害防止基準値超えの恐れがあるか判断する。
- ◎運転責任者（夜間休日は運転班長）は、館内放送等を利用して運転員を招集する。  
**（サンプル文1）**  
 「緊急連絡。只今より、焼却炉の立下げを行います。運転班は中央制御室に集合して下さい。」  
**（サンプル文2）**  
 「緊急連絡。只今より、焼却炉の立下げに入ります。関係者は作業開始願います。
- ◎運転長（夜間休日は運転班長）は、現場の状況を現場総括責任者へ報告する。
- ◎炉緊急停止発生時の連絡ルートは緊急連絡網によること。

《炉立下げの行動手順》

- ◎運転管理マニュアルに準ずる。
- ◎炉立下げ要領については、「5-5 作業・操作手順書」に定める。

※3 公害防止基準値超過時の対応

監視項目	公害防止基準値超過時の対応
ばいじん	24時間経過後も公害防止基準値を超過している場合は当該焼却炉の立下げ
塩化水素	
窒素酸化物	
硫黄酸化物	
一酸化炭素	
水銀	

公害防止基準値について、一酸化炭素は4時間平均値、その他は1時間平均値とする。